

## 二本松市太陽光発電設備の設置等に関する指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市の区域内において事業者が実施する太陽光発電設備の設置等を適切に指導することにより、事業区域とその周辺地域における災害発生の防止と良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー及びその他付属機器で構成され、太陽光エネルギーを電気に変換するものをいう。
- (2) 太陽光発電事業 太陽光発電設備の設置に係る工事の着手から撤去までの一連の事業をいう。
- (3) 事業者 太陽光発電事業を実施する者をいう。
- (4) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。
- (5) 周辺地域の住民等 太陽光発電事業により影響を受ける可能性のある近隣の土地又は家屋の所有者若しくは居住者及び当該土地が帰属する行政区等の代表者をいう。
- (6) FIT制度 再生可能エネルギー固定価格買取制度をいう。
- (7) FIP制度 再生可能エネルギーで発電した電気を電力の卸売市場で売電する際に、売電収入に加えてプレミアム（補助金）を上乗せして交付する制度をいう。
- (8) ガイドライン 説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（資源エネルギー庁2024年2月策定）をいう。

### (適用範囲)

第3条 この要綱は、一の太陽光発電設備（同一届出者が複数の太陽光発電設備を近接して設置するなど、実質的に同一の場所への設置と認められる場合を含む。）のパワーコンディショナーの定格出力の合計が10キロワット以上のものについて適用する。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 太陽光発電設備を事業所、事務所、工場等に併設して設置する場合
- (2) FIT制度又はFIP制度に基づいて売電を行う場合

### (法令等に基づく手続)

第4条 事業者は、太陽光発電事業を実施する場合において、他の法令等の規定に該当する場合は、施設の規模に関わらず、当該法令等の定めに従い関係機関等と事前に相談し、必要な手続を行わなければならない。

### (事業者の責務)

第5条 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、関係法令等及びこの要綱を遵守し、

良好な自然、景観及び生活環境の保全を図るとともに、事業区域とその周辺地域における災害発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、周辺地域の住民等に対して、ガイドラインに基づき太陽光発電事業の内容等について、説明会又は事前周知措置（以下「説明会等」という。）を実施しなければならない。

(1) 説明会の実施要件

ア パワーコンディショナーの定格出力の合計が50キロワット以上の場合

イ パワーコンディショナーの定格出力の合計が50キロワット未満の場合で事業区域内にガイドラインにおいて定める認定申請要件許認可（以下「認定申請要件許認可」という。）の対象区域、土砂災害警戒区域又は土石流危険渓流が含まれる場合

(2) 事前周知措置の実施要件

前号に規定する以外の場合

3 事業者は、説明会等において、周辺地域の住民等から意見等があった場合は、その意見等を尊重し、周辺地域の住民の理解と協力が得られるよう努めなければならない。

（説明会等の開催方法等）

第6条 事業者は、太陽光発電事業に着手する日の60日前までに周辺地域の住民等に対して説明会等を実施しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事業区域に認定申請要件許認可の対象区域が含まれる場合には、次に掲げる全ての時期までに説明会を開催しなければならない。

(1) 認定申請要件許認可の申請までの時期

(2) 認定申請要件許認可を受けた後、太陽光発電事業に着手する日の60日前までの時期

3 前2項の規定にかかわらず、太陽光発電事業が環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく環境アセスメント対象事業である場合は、次に掲げる全ての時期までに説明会を開催しなければならない。

(1) 配慮書作成日前までの時期（配慮書の作成を要しない場合を除く。）

(2) 環境大臣又は経済産業大臣の意見後、太陽光発電事業に着手する日の60日前までの時期

(3) 環境影響評価書公告後、太陽光発電事業に着手する日までの時期

4 説明会等の対象となる周辺地域の住民等の範囲、説明会等の開催案内、説明項目、議事等については、ガイドラインにおいて定める内容に準拠して行うものとする。

5 事業者は、説明会等の開催前に周辺地域の住民等の範囲等について、周辺地域の住民等の範囲に関する事前相談書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市に事前相談を行うものとする。

(1) 説明会等における配布予定資料

- (2) ガイドラインの定量基準に基づく周辺地域の住民の範囲が分かる地図等
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(事前届出)

第7条 事業者は、説明会等の実施後、太陽光発電事業に着手する日の60日前までに、太陽光発電事業に係る事前届出書兼確認書（第2号様式。以下「事前届出書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 法人の登記簿謄本（事業者が法人の場合）、会社案内等
- (2) 現況図（縮尺1/2, 500以上のもの）及び現況写真
- (3) 太陽光発電設備の配置図
- (4) 太陽光発電設備の設計図（平面図、立面図）
- (5) 地籍図（事業区域の面積、地番、所有者等が分かるもの）
- (6) 太陽光発電事業説明会等結果報告書（配布資料、説明内容、周辺地域の住民等からの意見等、意見等への対応案が分かるもの）
- (7) 環境対策に関する計画書（任意様式）
- (8) 太陽光発電設備の廃棄等費用の積立に関する資料
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 事業者は、太陽光発電事業の内容を変更又は中止するときは、太陽光発電事業変更（中止）届（第3号様式。以下「変更等届出書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 変更後の計画の概要（計画書に添付した資料のうち変更に係るもの）
- (2) 譲渡契約書等（事業者変更の場合）
- (3) 登記簿（社名変更の場合）
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 事業者は、前項の変更が次のいずれかに該当するときは、変更内容についての説明会等を速やかに実施し、説明会等の結果を市長に報告するものとする。

- (1) 事業譲渡、合併、会社分割等を原因として、事業者が変更となった場合
- (2) 資本関係等において事業者と密接な関係を有する者が変更となった場合
- (3) 太陽光発電事業の実施場所が変更となった場合
- (4) 太陽光発電設備の出力を20パーセント以上又は50キロワット以上増加させる場合
- (5) その他市長が説明会等を実施すべきと認めた場合

4 事前届出書及び変更等届出書の添付書類の提出部数は、それぞれ正本1部及び副本3部とする。

(工事着手届出等の提出)

第8条 事業者は、工事の着手又は完了した場合において、太陽光発電設備設置工事着手

(完了)届(第4号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 設置工事完了後の写真(完了届出)
- (2) その他市長が必要と認めるもの  
(事業者の遵守事項)

第9条 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 周辺地域の住民等との協調を保つこと。
- (2) 雨水等による土砂・汚泥の流出や水害等の災害防止対策、パワーコンディショナーからの騒音や振動対策、太陽電池モジュールの反射光対策等に必要な措置を講じること。
- (3) 既存の地形や樹木等を生かしながら、周辺地域の環境や景観との調和に配慮すること。
- (4) 事業区域内の環境整備を行うとともに、除草剤、殺虫剤等の薬剤を使用する場合には、周辺地域の環境に十分に配慮すること。
- (5) 事業区域内に事業者の名称及び連絡先を記した看板を設置し、太陽光発電事業に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実に対応すること。
- (6) 太陽光発電設備を廃止した場合は、速やかに事業者の責任により撤去等を適正に行うこと。

(報告及び調査)

第10条 市長は、太陽光発電事業に関して、事業区域とその周辺地域の安全又は生活環境の保全のために必要があると認めるときは、事業者に対して太陽光発電事業の実施状況について書面による報告を求め、又は事業者の了承のもと事業区域内に立ち入り、調査をすることができる。

(地位の承継の届出)

第11条 太陽光発電事業について、相続その他の一般承継があった場合は、その地位を承継した者は、太陽光発電事業地位承継届(第5号様式)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 地位承継する法人の登記簿謄本(事業者が法人の場合)
- (2) 会社案内等

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月24日から施行し、令和6年10月1日以後に着手する太陽光発電事業から適用する。